

浦添市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業



65歳以上の住民税非課税世帯の人で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる人に、補聴器購入費の一部または全部を助成します。



申込開始日: 令和8年11月2日(月)から

先着順で上限(10名)の支給が決定・完了次第終了となります。

※補聴器の購入は、助成決定後に行ってください。

1. 助成対象(以下全ての要件を満たす方)

- ①市内に住所を有し、現に居住していること。
- ②申請する日に年齢が65歳以上であること。
- ③申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から5月までの場合にあつては、当該日の属する年度の前年度)において住民税非課税世帯に属していること。
- ④聴力が四分法において両耳とも50デシベル以上、又は一側耳が40デシベル以上、かつ他側耳が80デシベル以上の者で、耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用が必要と認められた者であること。
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の支給により、補聴器の交付が受けられない者。
- ⑥過去に本事業の助成を受けていないこと。

2. 助成額

上限2万5千円

1人1回限り

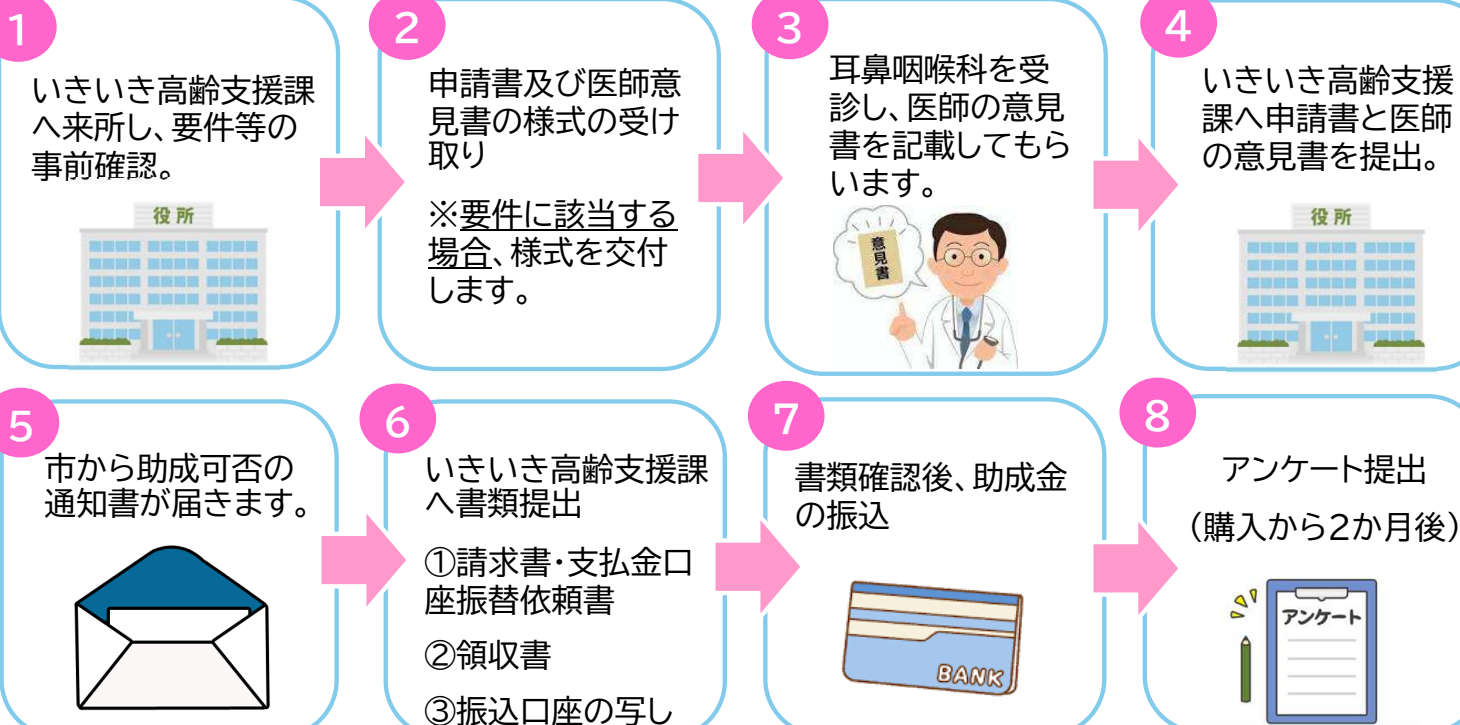
【助成対象外】

- ◆既に購入している補聴器の購入費
- ◆付属品購入費
- ◆申請時に生じる費用(医師の意見書作成費用等)
- ◆修理・保守費用

3. 留意事項

- ◆助成の対象となるか等条件がありますので購入前に必ずご相談ください。
- ◆補聴器の購入は、助成決定後に行ってください。
- ◆助成金の請求は、助成決定日から3か月以内に行ってください。期限を過ぎるとキャンセル扱いとなります。
- ・申込後に辞退される場合は、必ずご連絡ください。

3. 手続きの流れ



<お問い合わせ> いきいき高齢支援課 098-876-1292